

## 平成19年12定防災警察常任委員会

益田委員

私は信号機、交通規制の廃止と見直しについてお伺いしたいと思います。

私も、毎日のように車を運転しているわけですが、なぜ、ここにあるのかと思うようなところに信号機があって、それが作動することで、交通のスムーズな流れを妨げているのではないかというところが何箇所かあります。私はこういったことを検討すべきだと思いますが、まず、このことについてどのように考えているのかお聞かせください。

交通規制課長

信号機につきましては、道路の整備状況、交通量等の交通状況及び沿道状況の変化のほか、地域住民や道路利用者のニーズの変化など、交通実態の変化に合わせ、廃止や移設を検討しております。

また、信号機の改良は、無駄な待ち時間の減少や渋滞解消に有用であると考えております。そのため、各警察署に管内の信号機の運用について点検させ、無駄な青時間の削減や、信号の青と赤の時間を変更する秒時調整、あるいは車両を感知した場合のみ信号機が青に変わる感應式信号機への改良などを行っているところでございます。

益田委員

今のようなお答えが返ってくると思っていました。では、具体的に信号機を廃止したところはありますか。

交通規制課長

道路の新設、改良、大規模施設の建設などに伴い生じた交通量や交差点形状などの変化に対応し、既設の信号機を廃止する場合がございます。今年度では、既に1箇所の信号機について廃止しております。

益田委員

私が見たことがないのは、本年度で1箇所だからで、そのようなものだと思いますが、待ち時間の調整という話がありました。改良しているということでしたが、どの程度そういうことが行われているのですか。

交通規制課長

信号機の秒時については、車両等の交通量などを反映した最適なものを設定し、運用しております。しかしながら、交通量などが変化した場合は、青と赤の時間を変更する秒時調整を行っております。平成18年度中には846件を実施いたしました。

また、従道路側の交通量が減少した場合は、主道路側を原則として青表示をする感應

式信号機に改良し、主道路を優先する運用見直しを実施しており、平成 18 年度は 61 箇所を実施しております。

益田委員

事実関係は伺いましたが、交通規制の廃止や見直しについて、基本的な考え方を伺いたい。

交通規制課長

交通規制全般につきましても、歩行者や車両の通行状況、道路の整備状況の変化などから、交通実態に合わなくなることがございますので、このような交通規制につきましては、道路利用者、住民などの意見を参考にしながら、より交通実態に適した交通規制に改めるように努めています。

また、交通規制の見直しに当たっては、併せまして道路利用者から見て分かりやすく、見やすい交通規制となるよう心掛けているところでございます。

益田委員

道路規制については、実態を見ると、10 年も 20 年も変わっていないところがあり、これは規制ですから、そんなに簡単に換えられないと思います。我々、生活している者の立場から見ると、おかしいのではないかと思うようなところが、県内に何箇所も見られます。交通規制課長は、道路利用者という言い方をしましたが、道路利用者の多くは運転手であると思います。しかし、その道路利用者は瞬間的にそこを通過してしまいます。一方で、年中使っている住民の声もあります。どちらかというところ、住民の声から道路規制が始まっていると思っています。ところが、10 年も 20 年も変わらずに、大型スーパーができたなど特別なことがあれば別だが、少しの交通量の増加などで、機動的に変わっているなどとは私には思えません。

何でここが変わらないのかと皆さんに聞くと、必ず、前の住民の意向で規制しましたので、そのまま来ていますという言い方をするわけです。しかし、それは極めて利用者側にとっては、都合が悪いというか、使い勝手が悪いというところが、あちらこちらに見当たります。

どのように市民の意見を聞いたり、道路利用者の意見を吸い上げているのか教えてください。

交通規制課長

道路利用者の意見をどのように吸い上げているかということでございますが、一つは、直接、警察署に要望を持って来ていただく場合があると思います。加えまして、「標識 BOX・信号機 BOX」を、各警察署、警察本部交通規制課あるいは県警のホームページに設置しておりまして、こちらに道路利用者の方々から意見を入れていただくことも可能でございます。

あるいは道路管理者の方に意見が来た場合でも、道路管理者側から交通管理者である警察に意見が送られてくるということもございます。

そのようなルートを経て道路利用者の方からの意見をいただいているところでございます。

益田委員

もし間違えていたら謝りますが、利用者が警察に行っているというのはほとんどないと思います。運転手が、これはおかしいと言うことはほとんどないと思います。1日に何回、月に何十回も使っている人が警察に行くということはあると思いますが、警察としては、そのときに、一つ一つ丁寧に見て、署と連携を取ってきちんと対応しているという確信はありますか。

交通規制課長

手元に統計数字等がございませんので、道路利用者から意見を何件いただいているのかということはお答えできませんが、「標識BOX・信号機BOX」につきましては、入れていただきますと、警察相談という形で受理することになりまして、私のところまで決裁が上がってきてまいります。

それを見ますと、道路利用者の方から、例えば、先ほど申し上げましたが、こちらの青時間が長いのではないかというような御意見をいただいていることも間々ございます。こうしたことにつきましては、所轄警察署と連携いたしまして、しかるべき結論を出すように対応しているところでございます。

益田委員

信号機については、信号機の時間が変わったというのは実感します。しかし、間違っているかもしれないが、少なくとも、我々県民が生活していて、道路標識が変わったことによって道路の流れが良くなったということは、あまり実感したことはありません。私が申し上げたいのは、道路標識は1回決めるまでにはものすごい手続が必要で、町内会の手続などいろいろあり、これはこれで大事ですが、それを付けた後には、道路利用者が意見を言っても、まず聞いてくれない。

例えば、通学路で朝の7時から9時まで車の通行を規制しているところがありますが、夏休みのときには、なぜ解除してあげないのか。部活に行っている子供がいますと答弁されたら、それで終わりだが、そういう我々の日常生活から離れた道路規制についてはどう考えているのか。

交通規制課長

直接のお答えではないかもしれませんが、交通規制の廃止や見直しにつきましては、道路利用者からの意見を踏まえてというものに限りませんが、本年、全体で172件実施することとしておりまして、ある程度行っていると御理解いただきたいと思います。

7時9時規制につきましては、委員お話しのように、部活動の話もございまして、逆に、分かりやすい規制にしなければいけないという観点もございまして、7時9時で何月何日から何月何日までと、いろいろ限定を付していくと、逆に分かりにくくなってしまふのではないかとこの点もございまして。

## 益田委員

私が言いたいことは、もう少し利用者に分かりやすくしてほしい。見直しをしているということですが、どのくらいのサイクルで見直しをしているのですか。

## 交通規制課長

見直しのサイクルでございますが、見直しについては、当然、各署で年中受け付けているところでございます。警察本部といたしましては、年1回、2月に交通規制及び交通安全施設等の点検、見直し月間を設けまして、本部では交通規制課長、警察署では警察署長をそれぞれ総括責任者として、県内全警察署で信号機や交通安全施設の点検・見直しをいたしているところでございます。

## 益田委員

年1回行っているにもかかわらず、これだけ変わらないというのは一体どういうことでしょうか。全部正しいと思っているから変わらないということだと思うが、私はルールをつくった方がいいと思う。今のマンションは大型ですから、1つ建っただけで交通の流れが変わってしまう。10年前の交通規制や交通信号では、まずいと思います。ルールをつくってほしいと思います。法的なことはよく分からないが、交通規制を変えるときはどうするのか。例えば、このところをこういうふうに変えますと、どこかに何箇月か公示してから変えるとか、そういった仕組みは交通規制にはないのか。

## 交通規制課長

法律的には、交通規制の権限は公安委員会の権限であり、住民の同意などは要件ではございませんので、そうした手続を省いても違法ではないと思います。しかし、通常は、住民の方の意見をお伺いして進めていくというのが現在のやり方でございます。

## 益田委員

こういうものは、反対意見もあるし、賛成意見もあるが、だれかが責任を持って決めることになる。その場合、警察としては、法的な裏付けが必要でしょうから、例えば、きちんとした告示を行い、気が付かなかった人がいけないというのが、一番やりやすいわけです。そういうことを検討した方がいいと思います。それでなくても、現場では、かなりのトラブルが起きていて、かわいそうです。そういうことを踏まえて、この交通規制に対する見直しについて、もう1回検討していただければ大変有り難いと思いますので、よろしく願います。

次ですが、先ほど警察官の数の問題について質疑がありました。最近見ていると、警察官が交番にいてくれたり、目にすることも多くなった。これは増員した一つの結果であると思います。そうした中で、女性警察官に絞って何点か伺います。

女性警察官の神奈川県警における人数と、その人数は全国的に見て多いのか少ないのか伺います。

## 警務課企画室長

本県警察の女性警察官定数は 812 人であり、本県の警察官全体は 1 万 5,304 人ですので、その比率は約 5.3%でございます。

全国警察における女性警察官の比率の平均は、約 5%でございますので、本県は全国平均をわずかですが、上回っている状況でございます。

## 益田委員

県警察としては、今後、女性警察官を増やしていこうと考えているのか。また、もう一つは、女性警察官は、どのような部門で仕事をしているのか教えてください。

## 警務課企画室長

先ほどの答弁の中にもありましたが、本年 5 月、警察官採用試験第 1 回を行いました。この状況を見ますと、男性警察官は、採用予定者 400 人に対して約 1,200 人が受験し、倍率は約 3 倍でございました。一方、女性警察官は、採用予定者 40 人に対して受験者数は約 200 人で、倍率は約 5 倍でございます。

今後、少子化の影響により、男性警察官の確保がますます難しくなることが見込まれますが、かといって、定数を充足するための採用基準緩和ということには、おのずと限界がございます。

そこで今後は、県警察としては、採用基準を満たす女性警察官の採用数を増やしてまいりたいと考えております。このようなことから、当面は女性警察官の比率が全国で最も高い大阪府警察並み、大阪府警は 6%強でございますが、この 6%台まで引き上げて、現在の 812 人から、できれば 920 人程度まで定数枠を拡大したいと考えております。

また、女性警察官の配置につきましては、総務、警務といったデスク部門に限らず、現在では生活安全、地域、刑事、交通、警備といった警察すべての部門に配置しております。

## 益田委員

警察の仕事は、かなり体力を必要とする仕事ですから、女性の方にとっては、かなりのハンディのある職場と思いますが、女性の幹部警察官の数は何人くらいか。

## 警務課企画室長

県警察の場合、部下を持てる巡査部長から上を幹部という位置付けにしております。女性警察官の場合、警部が 10 人、警部補が約 100 人、巡査部長が約 240 人、合計で 350 人が幹部警察官という位置付けでございます。それ以外の約 450 人は巡査長または巡査でございます。

なお、先ほど申し上げた 10 人の警部警察官の中から、来年の春に、本県警察初めての女性の警視が誕生する予定であります。

益田委員

今後、女性警察官の枠を増やしていく、そして、新しい警視が誕生するということが分かりましたが、女性警察官が増えることによって、対応しなければならないテーマがあります。それは出産と育児であります。職場から最長3年2箇月離れると伺っていますが、警察官1人増やすのも大変な作業であるのに、女性が職場から離れるということについて、皆さんはどう考えていますか。

警務課企画室長

交通取締りなどの現場警察活動に従事する女性警察官が妊娠した場合には、窓口業務等の勤務に配置換えをします。そして、それまで窓口業務に就いていた女性警察官を、今度は現場に出すというような人事措置を講じているところであります。また、窓口業務に配置換えした女性警察官が育児休業を取得するような場合には、警察官ではございませんが、代替として臨時的任用職員を雇用して対応しております。ただし、すべての場合において、このような対応ができるとは限りませんので、本年4月から育児休業で職場を離れる女性警察官の補充要員として、女性警察官20人を定数外で採用して対応しているところでございます。

益田委員

育児休業中の女性警察官の給与はどのようなのですか。

警務課企画室長

出産をはさんで前後2箇月は有給でございます。出産後2箇月を経過しますと、本人が希望すれば、子供が満3歳になるまで育児休業を取ることができます。その期間は、最長で2年10箇月になります。この期間については無給です。

益田委員

育児休業中は無給で、定数外の20人を雇っているということは分かりましたが、この20人を定数外で採用しているのは、だれの裁量で雇うと決めているのですか。

警務課企画室長

これは条例に根拠がございまして、警察本部長でございます。条例の条文には、「職員のうち、退職者等であって長期にわたり職務に従事しないものについては、神奈川県警察本部長が必要と認める場合に限り、前項に規定する定数の外におくことができる」という規定がございまして。

益田委員

20人という定数外の枠は、今の社会状況から、今後増やしていこうと思っているのか聞かせていただけますか。

## 警務課企画室長

本年11月1日現在、育児休業を取得している女性警察官は36人でございます。冒頭申し上げましたように、今後の女性警察官の定数拡大に伴いまして、育児休業の取得者が増加することが見込まれます。そこで、警察本部としては、本年4月1日をもって20人の定数外措置を財政当局にお認めいただきましたが、更に10人上乗せをして、何とか30人にできればいいということで考えております。

## 益田委員

財政当局に認めてもらったという話がありました。一方では、育児休業で休んでいる方は無休なわけで、その数を補っていくということならば、全体的な給料額は変わらないと思っていいますか。

## 警務課企画室長

育児休業者に支給しない給与分を定数外の女性警察官に支給することになりますので、全く負担増にはならないと言い切ることはできませんが、負担はさほど大きくないのではないかと考えております。

## 益田委員

そういうことであれば、また警察本部長が裁量権を持っているのであれば、財政当局にそれほど気を使うことはないのではないかと。警察官がなぜ必要なのか、今さら言う必要はなく、県民のためであるわけですから、人件費の問題で極端に飛び出さない限り、女性警察官は大変な戦力になっているわけですから、定数外のことを考えた方がいいと思います。

いずれにいたしましても、少子化で男性警察官の数が減る可能性があるという中で、女性の力を借りなければならない。こういう中で、警察本部長は裁量権を持っており、人を増やすことによって、財政的に県に大きな負担をかけないならば、その辺のところを考えていただきたい。休んでいる方の気持ちとしても、自分がいないために迷惑を掛けているなどと思わせないように、県警として、そういう努力をし、治安のために頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。